

令和7年度 八王子市立浅川中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の基本

- 学校の規則を守る
- 学年・学級活動や委員会などの学校活動を優先する
- 顧問の指示に従う＝担当教諭の指導方針とこれに賛同した生徒の活動
- 人間成長の場
 - ・各学年・クラス、教科指導の場では経験できない、他学年との交流活動などを通して社会性を培う。
 - ・学校の代表として、専門分野への校外活動の場で誇りを持った活動をする。

2 ねらい

- (1) 生徒の個性を積極的に伸ばし、心身を鍛練し技能を高める。
- (2) 学年の枠を越えた集団の中で、自己の役割や人間関係、場に応じた立ち振る舞いなどを学ぶ。

3 対象生徒

- 本人が希望し、保護者が許可した1～3年の生徒。

4 活 動

八王子市部活動ガイドラインに沿って行う。

○時 間

- (1) 月～金 学校の活動終了時から最終下校時刻まで（水曜日は原則活動なし）。
最終下校時刻・・・18：00までに完全下校
※大会等の2週間前からは18：30（3月～10月の間のみ）
※平日の朝練習は不可
- (2) 土日・祝日等の活動については、保護者の確認と顧問の裁量による。

○日常の活動

- (1) 部活動は、学校の規則を守って学校生活を送ることができる生徒のみが参加を許される。
- (2) 部活動は保護者が許可した希望する生徒のみを募集して行う。
- (3) 部活動は、顧問がいて初めて成立する。また、その活動は顧問の出来る範囲で行い、指導に従えない者は活動（入部）できない。
- (4) 顧問が出張などで不在の場合は活動できない。但し、他の教職員に依頼し許可を得た場合は、その教職員のもとで活動できる。
- (5) 生徒の活動期間は1年間を原則とする。年度途中の転部は認めるが3年間同じ部活を継続して行う事を前提に入部し、やりきるようにする。
- (6) 定期考査1週間前は原則として活動しない。但し、公式戦が近い場合は保護者の確認を得てその期間の活動を許可する（原則1時間）。

○服装、身だしなみ、更衣などについて

- (1) 学校で決められている服装・身だしなみを守って活動を行う。登下校の際も服装・身だしなみをきちんとすること。
- (2) 土・日、再登校の時は、学校指定の体操着、あるいは、各部活動で認められている服装で登校すること。
- (3) 各部活動で認められているウインドブレーカーなどの防寒着の着用は良い。
- (4) 着替えは各学年で指定された場所で行い、荷物は活動場所へ持っていく。教室には戻らない事を原則とするが、やむを得ず戻らなくてはならない場合は教員の許可を得ること。

○昼食について

- ・弁当持参の日の昼食場所は、部活動で指定された場所で行うこと。

5 その他

- (1) E たらこや部については、他の部活動との兼部を認める。但し、必ずもう一方の部活動顧問と確認をすることとする。
- (2) 保健室に行くなど体調面に問題を抱えている場合は、原則的として、部活動には参加できない。体調が回復して参加したい場合は、必ず養護教諭や顧問の許可を得ること。
- (3) 下校中の買い食い、瓶・缶類、お菓子・不要物の持ち込みが発覚した場合は、職員会議により部活動停止もあり得る。
- (4) 活動中に起きた事故・異常は、すぐに顧問に連絡する。
- (5) 部活の応援をしたい場合（試合観戦等）は、その部活の顧問の許可を得ること。
- (6) 引退した3年生も、顧問等の許可を得ることができれば部活動に参加できる。

☆本年度開設部活動

運動部活動	陸上競技部
	サッカー部
	野球部
	硬式テニス部
	女子バレーボール部
	男子バスケットボール部
	女子バスケットボール部
	レクスポ部
文化部活動	吹奏楽部
	生物部
	美術部
	ボランティア部
	ハンドメイド部
	E たらこや部